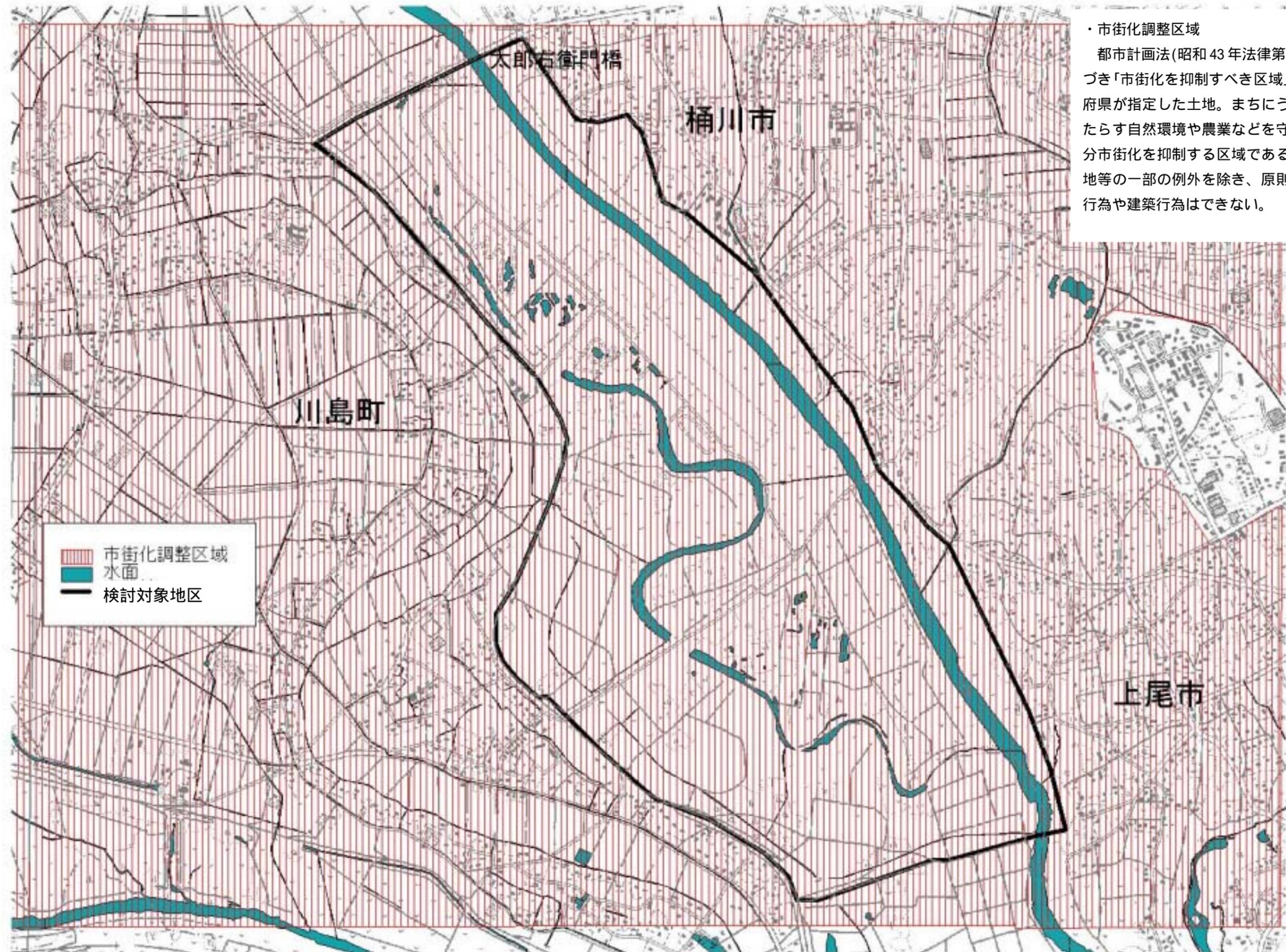


7-5 市街化調整区域図



市街化調整区域
水面
検討対象地区

・市街化調整区域
都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づき「市街化を抑制すべき区域」として都道府県が指定した土地。まちにうるおいをもたらす自然環境や農業などを守るために当分市街化を抑制する区域であるため、存宅地等の一部の例外を除き、原則として開発行為や建築行為はできない。